



大幸薬品

2012年9月20日

**大幸薬品、大阪高裁に即日控訴
『セイロガン糖衣A』に関する不正競争行為差止等請求訴訟**

大幸薬品株式会社（本社：大阪府吹田市内本町三丁目34番14号、代表取締役社長：柴田 高）が、不正競争防止法第2条第1項第1号（周知商品表示の使用）及び第2号（著名商品表示の使用）、第3条（差止請求権）並びに第4条（損害賠償）に基づき提起しておりました（以下「本訴訟」）、キョクトウ株式会社（本社：富山県富山市牛島新町8番10号、代表取締役社長：安村 善信。以下「キョクトウ」）が製造販売する『正露丸糖衣「キョクトウ」90錠』（以下「本件対象製品」）に係る訴訟について、本日、大阪地方裁判所より当社の請求を棄却する判決が下されました（以下「本判決」）。

当社は、本判決の内容を不服とすることから、直ちに大阪高等裁判所に控訴しました。

当社は、キョクトウの製品である『正露丸糖衣「キョクトウ」90錠』（以下「本件対象製品」）が、そのパッケージデザインにおいて「正露丸糖衣S」という商品等表示を用いており、またパッケージ全体についても、別紙記載のとおりであることから、キョクトウに対して、任意での表示の変更を求めています。

これに対し、キョクトウは、パッケージの一部文言の変更や表示の色の変更に応じる姿勢を見せましたが、当社が求める変更内容とは程遠いものであったため、不正競争防止法第2条第1項第1号及び第2号、第3条並びに第4条に基づき、平成23年10月6日付けで大阪地方裁判所に提訴し、本件対象製品の製造販売等の差止め及び損害賠償等を求めておりました。

しかしながら、本日、大阪地方裁判所より当社の請求を棄却する判決が下されました。

当社は本判決の内容を不服とすることから、本日付けで大阪高等裁判所に控訴したものであります。

本訴訟に関して、今後、必要な開示事項が発生した際には速やかにお知らせ致します。



大幸薬品

<当社『セイロガン糖衣A』と本件係争物>



- ①当社と同様、赤の背景に白抜きをしている。
- ②当社と全く同じ文言を使用。
- ③表面下部に欧文字による背景を施し、かつ、当社同様、ゴールド色を使用。
- ④表面下部に赤のラインを使用。
- ⑤錠数を示す文字が当社と同じ位置にある。

<補足説明>

『セイロガン糖衣A』について

胃腸薬 『セイロガン糖衣A』は、1981年の発売以来ご家族みなさまに使用されている常備薬です*。食あたり、水あたり、消化不良といった食べ物、飲み物が原因で起こる軟便や下痢、および、ストレス、かぜなどの原因で起こる軟便や下痢にすぐれた効き目を発揮します。『セイロガン糖衣A』は、腸の運動を止めずに腸内の水分バランスを調整し、おなかを整える機能をもつ、主成分の日本薬局方木(もく)クレオソートをはじめ、ゲンノショウコ末およびオウバク乾燥エキスなどの生薬を配合した白い錠剤です。

(*5歳以上)

「不正競争防止法第2条第1項第1号」

他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為。

大幸薬品株式会社

〒564-0032 大阪府吹田市内本町3-34-14
<http://www.seirogan.co.jp>



大幸薬品

「不正競争防止法第2条第1項第2号」

自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為。

「不正競争防止法第3条第1項」(差止請求権)

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

「不正競争防止法第3条第2項」(差止請求権)

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

「不正競争防止法第4条」(損害賠償)

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

以上